

本件通知処分及び本件各更正処分等の経緯

原告被合併法人 (株)A 平成20年4月期

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	翌期へ繰り越す欠損金	過少申告加算税額
① 確定申告	平成20年7月30日	△ 1,771,961,702	△ 201,393,906	1,771,961,702	—
② 更正の請求	平成21年7月31日	△ 2,539,568,210	△ 201,393,906	2,539,568,210	—
③ 通知処分	平成21年10月29日	更正をすべき理由がない旨の通知			
④ 異議申立	平成21年12月25日	△ 2,539,568,210	△ 201,393,906	2,539,568,210	—
⑤ 異議決定	平成22年3月24日	棄却			
⑥ 更正処分	平成22年3月31日	16,338,743,171	4,901,622,800	0	735,218,000
⑦ ③に対する審査請求	平成22年4月23日	△ 2,539,568,210	△ 201,393,906	2,539,568,210	—
⑧ ⑥に対する審査請求	平成22年5月28日	△ 1,729,982,665	△ 201,393,906	1,729,982,665	—
⑨ 審査裁決	平成22年12月10日	⑦と⑧と⑫を併合審理し、棄却			

原告 F(株) 平成20年12月連結期

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	翌期へ繰り越す欠損金	過少申告加算税額
⑩ 確定申告	平成21年6月1日	△ 28,288,147,654	△ 16,506,757,388	28,288,147,654	—
⑪ 更正処分	平成22年3月31日	△ 27,877,419,885	0	27,877,419,885	—
⑫ 審査請求	平成22年5月28日	△ 28,288,147,654	△ 16,506,757,388	28,288,147,654	—
⑬ 審査裁決	平成22年12月10日	⑦と⑧と⑫を併合審理し、棄却			

(注) 「所得金額」欄及び「納付すべき税額」欄の△印は、それぞれ欠損金額及び所得税額等の還付金額を示す。